

横浜法学編集規約

制定平成 7年 6月 13日評議員会
改正平成 12年 9月 26日評議員会
改正平成 14年 4月 16日評議員会
改正平成 15年 12月 16日評議員会
改正平成 20年 6月 16日評議員会
改正平成 25年 1月 21日評議員会
改正令和 4年 7月 11日評議員会
改正令和 5年 3月 6日評議員会

横浜法学会会則（以下「会則」という）第4条第1項に定める機関誌『横浜法学』（以下「機関誌」という）の編集は、以下に定めるところによる。

第1 機関誌の内容と発行回数

- 1 機関誌には、論文、書評および判例研究その他（以下「論文等」という）を掲載するものとする。
- 2 機関誌は、原則として、年3回発行するものとする。

第2 投稿資格

会則第5条に定める会員は投稿資格を有する。会則第5条第1号に定める特別会員の推薦を受けた者も同様とする。

第3 執筆要領

原稿は横書きで執筆する。

第4 原稿の提出等

- 1 掲載を希望する論文等の原稿は、持参または書留郵便の方法により下記へ提出すること。提出部数は1部とする。

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院内

横浜法学編集委員会

- 2 共同または分担して執筆した論文等については、執筆者は、提出の際に、編集手続上の代表者（以下「代表者」という）を定めなければならない。
- 3 受領した原稿は掲載の可否にかかわらず、返却しない。

第5 掲載の審査

論文等の掲載は次に定めるところによる。

- 1 掲載の可否は、会則第6条第3号に定める役員から構成される役員会（以下「編集委員会」という）において決する。
- 2 編集委員会は、原稿の量その他に関して、執筆者に対して修正・変更を求めることができる。
- 3 編集委員会は、前2項の決定のために必要があると認めるときは、掲載希望の

論文等の内容に関して十分な学識を持つ者の意見を求めることができる。

4 編集委員会は掲載の可否を遅滞なく執筆者（共同または分担して執筆した論文等については代表者）に通知するものとする。

第6 機関誌に掲載された論文等について、機関誌の出版及び複製、機関誌のデジタル化及びネットワークでの提供、その他本誌の利活用（保存を含む。）に伴う論文等の利用に係る権利は、横浜法学会に帰属する。

第7 掲載誌の贈呈および抜刷り

1 論文等の執筆者に対しては、当該論文等が掲載された冊子体の『横浜法学』を2部以上贈呈する。

2 機関誌に掲載された論文等に関しては、本会の当該年度会費を納入し、論文掲載申込み時に横浜国立大学大学院国際社会科学府国際経済法学専攻の学生である者に限り、執筆者（共同または分担して執筆した論文等については代表者）に抜刷りを30部支給する。

第8 その他機関誌の編集に関して必要な事項は編集委員会において定める。

第9 付則

1 この規約は平成7年6月13日から施行する。

2 横浜国際経済法学投稿規定は廃止する。

付則

この規約は平成12年9月26日から施行する。

付則

この規約は平成14年4月16日から施行する。

付則

この規約は平成15年12月16日から施行する。

付則

この規約は平成20年6月16日から施行する。

付則

この規約は平成25年4月1日から施行する。

付則

この規約は令和4年10月1日から施行する。

付則

この規約は令和5年3月6日から施行する。

「機関誌『横浜法学』における氏名の欧文表記について」

「横浜法学」編集委員会

2020(R2)年4月1日施行

(横浜法学 28 卷 3 号(2020(R2)年 3 月)に掲載